

# 入札公告

次のとおり一般競争入札をします。

令和4年10月28日

グリーンリーフ株式会社  
代表取締役 澤浦彰治



## 1 実施主体

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 実施主体名 | グリーンリーフ株式会社        |
| (2) 代表者   | 代表取締役 澤浦彰治         |
| (3) 住所    | 群馬県利根郡昭和村赤城原844-12 |
| (4) 電話    | 0278-24-7711       |

## 2 一般競争入札に付する事項

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 件名   | 機械器具の購入（次亜塩素酸水生成器）                         |
| (2) 納入場所 | グリーンリーフ株式会社、ミールキット工場<br>群馬県利根郡昭和村赤城原845-11 |
| (3) 購入内容 | 機械器具の購入（次亜塩素酸水生成器）<br>詳細は、別紙仕様書のとおり。       |
| (4) 完了工期 | 令和5年3月10日                                  |
| (5) 入札方法 |  |

入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）をもって申し込むこと。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

## 3 一般競争に参加する者に必要な資格等

- (1) 別記様式第2号（契約に係る指名停止等に関する申立書）を提出している事業者であること。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと。

- (3) グリンリーフ株式会社が購入する機械設備と同類な食品製造機械設備を、過去において設置した実績があり、令和4年11月21日(月)までに入札しようとする機械が、別紙機械仕様書の要求を満たす機械であることを型式または図面、仕様書、写真、パンフレットなどの書面で証明できること。
- (4) (3)において提出された書面をグリンリーフ株式会社で審査し、要求を満たしていることを確認した者。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所と日時

- (1) 場 所 グリンリーフ株式会社ホームページ <http://www.akn.jp>
- (2) 日 時 令和4年10月28日  
午後2時から
- (3) 電 話 0278-24-7711

#### 5 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 グリンリーフ株式会社 会議室
- (2) 日 時 令和4年11月25日(金) 15時
- (3) 入札書提出方法 令和4年11月25日(金) 15時までに、グリンリーフ株式会社に持参すること。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札価格の記載を訂正した入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 入札に付される事項名または入札価格を確認しがたい入札
- (7) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書作成の要否等

グリーンリーフ株式会社と落札業者は、契約書の締結するものとする。契約締結は、落札決定の日から14日以内に行うこととする。

9 その他

本競争契約の詳細及び落札者の決定方法等については、別添入札説明書のとおり。

別添

# 入札説明書

グリーンリーフ株式会社が発注する一般競争契約に係る入札については、契約条項に定めるものの外、この入札説明書によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

入札公告のとおり。

## 2 入札方法

落札者の決定は、グリーンリーフ株式会社の作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 1 入札者は、納入に要する一切の経費を含めて契約金額を見積もるものとする。
- 2 落札決定にあたっては、入札書（様式 1 号）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税従業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

## 3 入札等

### (1) 入札参加資格審査

ア 申請期限	令和 4 年 11 月 21 日（月）13 時まで
イ 場所	グリーンリーフ株式会社 会議室
ウ 提出方法	別紙競争入札参加資格確認申請書に必要事項記入の上郵送すること。
エ 審査結果通知	提出された競争入札参加資格確認申請書は受理後 2 営業日以内に審査し登録されたメール宛に結果を通知する。

### (2) 入札

ア 日時	令和 4 年 11 月 25 日（金）15 時
イ 場所	(1) のイに同じ
ウ 提出方法	持参すること。

### (3) 開札、再度の入札等

- ① 開札は、(2) に掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。

この場合において、入札者で立ち会わない者がいるときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- ② 初回の入札において予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。  
この場合、入札できる者は、当初の入札に参加した者とする。
- ③ 入札は2回まで行い、2回目において入札価格が予定価格に届かなかった場合は最低価格を提示した入札者と協議し随意契約を行う事とする。

#### 4 入札者に要求される事項

- (1) 本競争に参加を希望する者は、この入札説明書及び契約書案等を熟知のうえ、入札書を入札日に持参のうえ提出しなければならない。
- (2) 当該入札を代理人をもって行う場合には、入札書提出の前に委任状（様式 2 号）を提出すること。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札書は封筒に入れ、必要事項を表記すること。
- (5) 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- (6) 入札参加者は、一旦提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることができない。

#### 5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### 6 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穏の行為をするなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

#### 7 落札者の決定方法

グリーンリーフ株式会社の作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするこ

とがある。

また、落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、落札者となるべき者のみで再度入札を行い、最低価格で入札した者を落札者とする。その入札において落札者となるべき者が再度 2 人以上ある時には直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 8 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、この入札説明書等についての不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

## 9 入札結果の公表

グリーンリーフ株式会社は、この入札結果（全入札参加者の氏名（又は商号・名称）および入札価格、落札業者名および落札価格）の 4 点を会議室内において閲覧により公表する。

## 10 入札に関する質問

(1) 入札公告及び事前説明会、入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

### ア 提出期限

令和 4 年 10 月 31 日から令和 4 年 11 月 14 日まで

持参する場合は、上記期間の日曜日および祝日を除く毎日、10 時から 15 時まで

### イ 提出場所 3 に同じ

### ウ その他

書面は持参または郵送することにより提出するものとし、急を要する場合については、FAX、登録された電子メール（greenleaf@akn.jp）に添付された書面により受け付ける。（メッセージ、LINE、その他電子的な通知では受け付けない）

(2) (1) の質問に対応する回答書は、電子メールとする。

### ① 期間及び方法

令和 4 年 11 月 1 日から 11 月 19 日までに申請された電子メールに回答する。

別紙

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

グリーンリーフ株式会社  
代表取締役 澤浦彰治

住所  
商号または名称  
代表者指名

印

令和4年10月28日付けで公告のありました、機械器具の購入（次亜塩素酸水生成器）について一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告の3の(1)～(6)の要件についてはこれに該当する者であること、並びに下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 登記事項証明書  
別添のとおり
- 2 入札しようとする機械の型式または図面、仕様書、写真、パンフレットなど  
別添のとおり
- 3 同類な食品製造機械設備の、過去の設置実績  
別添のとおり
- 4 契約に係る指名停止等に関する申立書  
別紙のとおり
- 5 返信用登録メールアドレス

@

様式 1 号

# 入 札 書

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

グリーンリーフ株式会社  
代表取締役 澤浦彰治 殿

入札者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
代理人 氏 名 印

下記のとおり、入札説明書記載事項承知の上、入札します。

## 記

件 名 機械器具の購入（別紙仕様書に適合した次亜塩素酸水生成器）

機械名

捨	億	千	百	捨	万	千	百	捨	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（頭に¥をつける。）

（備考）

- 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
- 3 用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。
- 4 代理人による入札の場合は、入札者の印は不要とする。
- 5 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合は代理人）の署名をもって代えることができる。
- 6 入札書は封筒に入れ糊で封をし提出することとする。

(封筒記載例)

<p>グリーンリーフ株式会社 代表取締役澤浦彰治 あて</p> <p>機械器具の購入（次亜塩素酸水生成器） 一般競争入札</p> <p>令和四年十一月二十五日</p> <div data-bbox="212 1664 727 1827"><p>商号又は指名 住 所 電 話 番 号</p></div>	
--	--

# 委 任 状

令和 4 年 11 月 日

令和 4 年 11 月 25 日執行のグリーンリーフ株式会社の製造設備に係る機械器具の購入（次亜塩素酸水生成器）に係る一般競争入札については、下記の者を代理人として、その一切の権限を委任します。

## 記

### 1. 委任者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

### 2. 受任者

氏 名

グリーンリーフ株式会社  
代表取締役 澤浦 彰治 様

### (注意事項)

- 受任者の印は、入札書に使用するものと同じものを押印すること。
- 印は、外国人又は外国法人にあたっては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合は代理人）の署名をもって代えることができる。

別記様式第2号

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

グリーンリーフ株式会社

代表取締役 澤浦彰治 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の物品・役務契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、群馬県から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。